



国営整第15号
国住備第35号
平成18年5月11日

社団法人 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省

大臣官房官庁営繕部整備課長

住宅局住宅総合整備課長



建築物及び住宅の建設工事における

足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて

標記につきましては、「建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて」（平成16年6月7日付け国営整第43号・国住備第40号及び平成17年5月11日付け国営整第15号・国住備第18号）により配慮をお願いしたところですが、今般、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月厚生労働省策定）に基づく「働きやすい安心感のある足場」の使用について建設現場における取り組みのさらなる徹底等を図るため、平成18年度に国土交通省が発注する営繕工事においては別添1のとおり、また、公共住宅の建設工事においては別添2のとおり、通知し、足場からの墜落事故防止の一層の強化を図ることとしましたので、参考送付いたします。

貴団体におかれましては、営繕工事及び公共住宅建設工事における足場からの墜落事故防止に努めていただくとともに、これらの取り組みを参考として、建設工事全般にわたって、足場からの墜落事故防止に努めていただくよう、特段の配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部整備課 稲見 03-5253-8111 内線23-463

住宅局住宅総合整備課 田中 // 内線39-343

別添 1

国 営 整 第 1 3 号
国 営 設 第 2 2 号
平成18年 5 月 11 日

北海道開発局 営繕部長
各地方整備局 営繕部長
沖縄総合事務局 開発建設部長 } あて

大臣官房官庁営繕部

整 備 課 長
設 備 ・ 環 境 課 長

平成18年度における営繕工事事務事故防止重点対策の実施について

営繕工事における工事事務事故防止については、かねてより公共建築工事標準仕様書の施工中の安全確保及び環境保全等の規定に基づき適切な対応を行ってきたところである。しかしながら、近年の労働災害は減少傾向にはあるが、依然として多くの死亡者がでており、特に建築工事における死亡事故については、約6割が墜落によるものであることから、足場からの墜落事故防止対策として平成15年度より「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月 厚生労働省）を適用してきたところである。

今般、直轄土木工事を対象に「平成18年度における工事事務事故防止のための重点対策の実施について」（平成18年3月31日付け国官技第293号）が通知されたことを踏まえ、営繕工事においても下記のとおり、平成18年度における事故防止重点対策を実施することとしたので適切に措置されたい。

記

1. 足場からの墜落事故防止重点対策

- ・足場からの墜落事故防止重点対策として、「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月 厚生労働省）」について、的確に実施するものとする。
- ・工事で設置する足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備

えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとし、適切に費用を計上するものとする。

2. 工事事務防止に係る広報活動の推進

- ・安全協議会等において、工事の現場において請負者が行う工事事務防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

3. 安全活動の評価

- ・請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。（各種チェックリストの活用等）

都道府県 住宅主務部長
指定都市 住宅主務部長
独立行政法人都市再生機構 技術・コスト管理室長
日本勤労者住宅協会 総務部長

} あて

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公共住宅の建設工事における

足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて

標記については、「公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて」（平成16年5月14日付け国住備第30号及び平成17年5月11日付け国住備第17号）により、貴職あて通知したところである。

足場は、本来、建設工事において高所作業を安全に行うために設置するものであることから、足場からの墜落事故を防止することは、建設業の労働災害を防止する上で喫緊の課題であり、国土交通省では、平成15年度より「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月厚生労働省策定）を直轄土木工事、直轄営繕工事において適用し、さらに、平成16年度からは同ガイドラインに規定する「働きやすい安心感のある足場」としているところである。

足場等の労働者の安全対策は、本来、請負者側の責任により適切に対応すべきものであるが、発注者においても適切な措置が講じられるよう配慮する必要があるため、二段手すりと幅木（つま先板）の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型を採用するか、または、改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保することとなるよう措置するとともに、チェックリストの活用等による足場点検の強化に関する措置、請負者が行う工事事務防止の取組（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置推奨などの広報活動の推進等とをあわせて、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

都道府県あて：また、貴管内市町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。
指定都市あて：また、貴管内地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅総合整備課 田中、竹村

03-5253-8111 内線39-343、39-345